

## スポーツウエルネス学部・研究科倫理指針

施行 2023年4月1日

スポーツウエルネス学部・研究科（以下、「学部・研究科」と記す。）は、「すべての人の生きる喜びのために」という基本理念に立ち、教育研究を通じて、人間の可能性の追求と誰もが快適で活力に満ちたウエルネス社会の構築に貢献できる人材を養成することを目的とするスポーツウエルネス学について総合的に研究し教育する場である。

学部・研究科に所属する者は、研究および教育の場において、すべての人間の尊厳を認め、すべての人やいのちあるもの、自然環境等にも最大限の敬意を払わなければならない。

こうした趣旨のもと、スポーツウエルネス学部・研究科倫理指針（以下、「倫理指針」と記す。）を定めることとする。学部・研究科に所属する者は、あらゆる研究教育活動において、「すべての人の生きる喜びのために」という理念を行動の規範とし、自らの営為がもたらす結果に対して責任をもたなければならない、その具体的個別的な判断が問われる場合には、倫理指針に従うこととする。そして倫理指針を的確に運用するために、倫理委員会を設置する。当委員会の運営規程については別に定めることとする。

以上のように、学部・研究科に所属するすべての構成員に倫理指針を遵守する義務があるが、とくに教員は、自らこの倫理指針を厳守するだけでなく、学生・大学院生の主査・副査を務めるに際して、倫理指針に基づいて調査研究がおこなわれるよう指導する義務も負うこととなる。そしてこのことは、倫理委員会の業務に先立っておこなわれることが原則である。

**第一条【総則】** 学部・研究科に所属する者は、以下を前提とした上で、学問の自由を保持しなければならない。

2. 学部・研究科に所属する者は、一市民として、各種法令を遵守しなければならない。
3. 学部・研究科に所属する者は、各人が拠って立つ学問領域の倫理指針を遵守しなければならない。
4. 学部・研究科に所属する者は、個人や集団を研究対象とする場合、その行動規範・習慣・文化・価値観を尊重しなければならない。
5. 学部・研究科に所属する者は、研究過程および結果の公表にあたって、良識と倫理が要請されることを自覚し、上記3項はもとより、「いのちの尊厳のために」という理念のもと、以下に定める諸規定に則して行動しなければならない。

**第二条【調査研究】** 参与観察をおこなう場合はもとより、インタビュー調査やアンケート調査をおこなう場合にも、自身が関与することによって、調査対象となる人間・組織・地域等、さらにはそれを取り巻く環境にさまざまな影響が及ぼされることを常に自覚しなければならない。

2. 調査をおこなう際、調査対象となる人間・組織・地域等に最大限の敬意を払うとともに、調査結果を公表する際にはプライバシーに配慮し、調査対象から名称を明記する許諾を得ている場合をのぞき、匿名性を保持しなければならない。
3. 研究会やゼミ、あるいはインターンシップにおけるケースカンファレンスのように、情報の受け取り手が限定された場においては、実名を用いた発表も認められるが、そのさいは参加者全員に守秘義務が課せられる。
4. 匿名性を保持するために何らかの加工を施した場合、それが如何なる加工であるかを、可能な範囲で公表時に明示しなければならない。
5. 地域、組織や団体の名称を明記する必然性がある場合、また特定個人に関しても個人

名を明記する必然性がある場合、予め許諾を得ておくことは当然であるが、その許諾を文書の形にすることが望ましい。そして以上の手順を踏んだことを、公表時に明示しなければならない。

6. 調査をおこなう場合、調査の目的と手順を、対象となる人間・組織・地域等に予め明示しなければならない。さらに調査によって得たデータを論文等の形で公表することの許諾を得ておくことは当然であるが、その許諾を文書の形にすることが望ましい。そして以上の手順を踏んだことを、公表時に明示しなければならない。

7. 調査をおこなう場合、質問紙の文言や質問事項が、対象となる人間・組織・地域等の人権・名誉・プライバシー・機密等を侵害するものであってはならない。

8. 開示要求に応えるべく、調査によって得られたデータは、公表する論文等に直接関連する場合には、研究成果の発表後、最低10年間は保存しなければならない。10年経過後は、紙媒体は溶解により廃棄、データは電子的に削除しなければならない。

9. 他者が作成した質問紙の全部または一部を使用したり、質問項目の全部または一部を援用する場合、原則として、作成者の許諾を得なければならない。

10. 人を対象とする医学系研究を実施するにあたっては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（2014年12月22日）に準拠しなければならない。

**第三条【実験研究】** 心理学的手法や生理学的手法に依拠した実験をおこなう場合、各種法令を遵守し、対象者の人権を守らなければならない。

2. 実験をおこなう場合、被験者に実験の目的および手順を予め示し、実験に協力する旨の許諾を文書の形で得なければならない。そしてこの手順を踏んだことを、公表時に明示しなければならない。

3. 開示要求に応えるべく、実験によって得たデータは、論文等にて公表する以外のデータも含めて、発表後、最低1年間は保持しなければならない。

4. 動物実験を実施するにあたっては、2006年6月1日施行の「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（日本学術振興会）に準拠しなければならない。

5. 野生動物をもちいた実験をおこなう場合、対象となる動物に対してだけでなく、生態系に対して十二分の配慮を払わなければならない。

**第四条【引用・参照】** 研究は、先行研究の上に新たなる知見を積み重ねる営為である。従って、各人が研究する領域の先行研究を常に調べ視野に入れておくことが必須である。

2. 先行研究の文章やデータを引用ないし参照する場合は、原著者名・文献名・発行元・発行年・引用ないし参照する箇所を明示しなければならない。先行研究において提唱された概念を援用する場合も同様である。ただしその概念が、各人が所属する学問領域において周知の専門用語となっている場合はこの限りではない。

3. 長文にわたって引用したり、図表を転載する場合は、原則として、著作権者からの許諾を得なければならない。

4. 引用や参照は原典主義を貫かなければならない。いわゆる「孫引き」は、研究者倫理として許されない行為である。

5. インターネット上のデータや文章を引用ないし参照する場合には、細心の注意を払わなければならない。原則として信頼すべき機関・組織・団体・地域によって公表されている一次データや文章以外は用いてはならず、しかも同じ内容の記された文字文献が存在する場合には、文字文献に依拠することが望ましい。なお引用や参照の対象がインターネットにしか存在しない場合は、その旨を明示し、URLとともに転載した年月日を明示しなければならない。

**第五条【投稿・発表】** 原著論文の投稿にあたっては、二重（多重）投稿してはならない。

2. 学会や研究会にて発表する場合にも、上記第一条～第四条の規定を遵守しなければな

らない。

**第六条【外部資金の使用】** 外部資金を用いて研究する、ないしは教育活動をおこなう場合、申請目的と予算に合致した形で使用しなければならない。予算に計上した費目以外の目的のために使用する際には、外部資金提供者および本学の外部資金担当部署と協議し、しかるべき手続きをとらなければならない。

2. 支出に関する領収書など証憑の整理保存に努め、会計を明確にしなければならない。
3. 資金（研究費）の不正な使用は、研究者倫理に対する最も重大な違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。

**第七条【共同研究・プロジェクト】** 共同研究・プロジェクトを実施する場合、その構成員は、研究目的に合致した領域の者でなければならない。

2. 共同研究・プロジェクトの組織運営および会計は民主的になされなければならない。構成員の一部に過重な負担を掛けるものであってはならない。
3. 共同研究・プロジェクトで得た成果の公表にあたっては、各構成員が成果への貢献度に応じた取り扱いを受けるよう、慎重な配慮が施されなければならない。

**第八条【人権擁護】** 学部・研究科に所属する者は、性別・性的指向・年齢・家庭環境・民族的背景や思想信条の相違、しょうがいの有無などをめぐる差別的な言動を厳重に謹むとともに、社会的に不適切とされる用語や表現を使用してはならない。ただし引用文に記載された語句に関してはこの限りではないが、その場合にも引用する必然性がなければならない。

2. 学部・研究科において、あるいは上記の共同研究組織において、上位の権限・権威・権力を有する者が、下位の者に対して、研究・教育・資格附与・昇格・予算配分などにおいて、不当なる処遇をおこなったり、不利益を与えるようなことはあってはならない。
3. 学部・研究科に所属する者は、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメントはもちろんのこと、他者に対する如何なる形のハラスメント行為もしてはならず、またそうした行為を見過ごしてはならない。
4. 学部・研究科に所属する者は、上記の差別的、ハラスメント的な用語・表現・言動への理解を常に深めていかななければならない。

附 則

1. この指針の改廃は立教大学スポーツウエルネス学部教授会の審議を経て、学部長がこれをおこなうものとする。
2. この指針は、2023年4月1日から施行する。